

SGEC 森林認証 審査報告書

オホーツク中央森林組合 所有林

平成 18 年 1 2 月

(社)全国林業改良普及協会

目 次

I. オホーツク中央森林組合 所有林の概要

II. 審査経過

III. オホーツク中央森林組合 所有林の審査における判定事由書

IV. オホーツク中央森林組合 所有林の関係資料等
(森林の概要、管理体制図等の確認資料一覧・審査写真等及び審査判定表)

I オホーツク中央森林組合所有林の概要

1. 森林の所有者

オホーツク中央森林組合
代表理事組合長 阿部 徹

2. 森林の管理者

オホーツク中央森林組合
代表理事組合長 阿部 徹

3. 認証の区域

紋別市上藻別 外

4. 森林の面積

315.53 HA (平成18年度 森林調査簿データより)

5. 団地数

11団地

6. 森林資源の構成 (平成18年度 森林調査簿データより)

年齢級		1	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	14	合計	
人工林	カラマツ	面積				8.49	12.07	24.64	63.44	0.24	0.40			109.28	
		蓄積				3,635	4,363	6,742	18,779	38	136			33,693	
	トドマツ	面積	12.52	1.08	2.36	14.12	9.52	9.92	29.56	12.04	1.52				92.64
		蓄積			144	830	1,177	1,981	5,497	2,961	361				12,951
	トウヒ	面積					3.04	0.60							3.64
		蓄積					620	182							802
	ストロブ	面積							4.88						4.88
		蓄積							1,415						1,415
	エゾマツ	面積			3.88	10.40			2.28						16.56
		蓄積			45	310			303						658
	小計	面積	12.52	1.08	6.24	24.52	21.05	22.59	61.36	75.48	1.76	0.40			227.00
		蓄積			189	1,140	5,432	6,526	13,957	21,740	399	136			49,519
	天然林	広葉樹林	面積				4.68	2.68	2.04	5.39	26.09	15.73	31.92		88.53
			蓄積					222	110	90	1,158	2,243	1,654	2,889	190
小計		面積					4.68	2.68	2.04	5.39	26.09	15.73	31.92	88.53	
		蓄積					222	110	90	1,158	2,243	1,654	2,889	190	8,556
合計	面積	12.52	1.08	6.24	24.52	25.73	25.27	63.40	80.87	27.85	16.13	31.92		315.53	
	蓄積			189	1,140	5,654	6,636	14,047	22,898	2,642	1,790	2,889	190	58,075	

7. 地域の概況

- ・ 紋別市は、北緯 $43^{\circ}59'$ ～ $44^{\circ}24'$ 、東経 $145^{\circ}05'$ ～ $143^{\circ}34'$ 、北海道北東部網走支庁館内の北部に位置する。

市の北東部はオホーツク海に面し、東は湧別町、上湧別町、南は遠軽町、西は興部町、滝上町に接しており、南北が40.6km、東西が34.1kmあり、830.36km²の面積を有している。

地形は、オホーツク海沿岸から内陸部に向かって徐々に高く、背面は数条山脈に囲まれ、南部の北見富士（1,306m）を要に扇形に広がり、藻別側・渚滑川流域に農耕地が開け、山林もこれら河川を母体に形成されている。

気候は海岸から内陸まで約40kmあり気象状況は一様ではないが、冬は寒冷で夏は比較的冷涼である。積雪期間は12月から4月上旬で、年間降水量は800mm前後で少なく、オホーツク海特有の流氷は、おおむね2月頃接岸し、4月上旬に海明けを迎える。

土壌は、藻別川及び渚滑川流域は、水成岩、火成岩などを母体にした第四期層よりなり、肥沃である。元紋別から沼の上にかけての海岸段丘は、重粘土地帯で、植物養分が極めて乏しく、緊密・強酸性・強粘性で不透水層である。

紋別市の歴史は、18世紀末には宗谷場所が出来、寛政2年（1790年）紋別に番屋が作られ場所請負人による魚場経営が始まった。明治13年（1880年）には、戸長役場が設置され、近代的行政が始まった。昭和29年（1954年）に紋別町、渚滑村、上渚滑村が合併して、紋別市が誕生した。

産業では、一次産業が主体で、オホーツク海を魚場とする漁業、酪農を主体とする農業、さらに、豊富な森林資源を背景とする林業が盛んで、これらの資源を活用した二次産業も発達している。また、余暇の増大に伴う自然志向型レジャー、観光等の都市間交流を主体とする観光産業が伸びを見せている。

- ・ 興部町は、網走支庁のほぼ北西部に位置し、東は紋別市、西南は西興部村及び滝上町、西北は雄武町に隣接し北部一帯はオホーツク海に面しています。

町の地形は北見山脈を源としてオホーツク海に注ぐ5つの河川とその支流の流域に農用地が広がり海岸線に近づくにしたがってなだらかに起伏する段丘地となっています。

興部町の歴史は、宝永年間に松前藩の漁場として支配され明治22年に初めて、沙留に和人が定住、同31年に石川、高知、富山など各県より入地者が来住して本格的に開発が進められました。明治42年、雄武より字興部を、紋別より字沙留、ルロチの2ヶ村を分割合併して、興部村外2ヶ村長役場が設置されました。

大正4年、北海道2級町村制が施行され興部村となり、その後、大正10年、国鉄名寄線が全通し、農業、林業、漁業の飛躍的発展をみるに至りました。大正14年、興部村から西興部村を分村したが、農林漁業の発展とともに商工業も次第に発展し、昭和26年に町制が施行され今日に至っています。

- ・ 西興部村は、明治42年興部村外2村長役場に属した。大正14年、興部村から分村、

村名を西興部村とした。

村は、総面積の 89% を森林が占める雄大な自然に囲まれており、酪農と林業を基幹産業とする。天塩岳道立自然公園のウエンシリ岳を始め、豊かな森林資源を活用した野外遊具施設や木のおもちゃ、山菜やマツタケなど自然の宝庫となっている。

8. オホーツク中央森林組合所有林の沿革

オホーツク中央森林組合の前身、紋別町森林組合は、昭和 17 年に設立後、昭和 42 年に紋別市上渚滑森林組合と合併をし、紋別市森林組合となり、その後平成 15 年に興部町森林組合及び西興部村森林組合と合併をし現在に至る。

所有林面積については、上渚滑森林組合と合併後、購入等をし平成 12 年には、約 191 HA を保有し、平成 15 年の合併後、現在の約 315 HA に至っている。

9. 管理作業路 (W = 3.0 m)

総延長	12,910 m	16 路線
-----	----------	-------

10. 団地概要

団地名		所在	面積	管理作業路	概要
紋別地区	小向団地	小 向	17.04	1,150	2002年に、12.52HAの受光伐を行い複層林施業を実施している。
	八十士団地	八十士	4.88	120	単層人工林（ストロブ）で2002年に間伐を行っている。
	藻別団地	藻 別	13.76	850	6 齡級以下の人工林は、2003年に間伐をし、外の人工林は7 齡級以上となっている。
	上藻別 A 団地	上藻別	20.76	2,080	全面積、7 齡級以上の人工林となっている。
	上藻別 B 団地	上藻別	47.85	2,270	人工林、天然林の割合がほぼ半々で、両林共に、適期に間伐を行っている。
	上藻別 C 団地	上藻別	87.32	1,760	長伐期施業を主体に考えている団地で、8 齡級以上のカマツは、最終間伐を終えている。
興部地区	興部団地	興 部	1.08		草地に隣接し、里山となっている。
	宇津団地	宇 津	77.52	2,190	二級河川に隣接し、天然林が約6割の団地となっている。
	豊畑 A 団地	豊 畑	30.36	1,410	人工林については、2003年に最終間伐を終えている。
	豊畑 B 団地	豊 畑	2.40	140	人工林、天然林の割合がほぼ半々で、両林共に、無間伐林分の団地となっている。
西興部地区	西興部団地	東 興	12.56	940	主たる人工林の間伐を行い、長伐期施業を主体に考えている団地となっている。
合計			315.53	12,910	

11. 経営方針

森林は、国土の保全、水資源の涵養及び快適な生活環境の保全等の公益に資する機能や木材等を生産する機能を有しており、市民の生活に深く結びついている。

組合所有林は森林の持つ多面的機能に配慮しつつ、重視すべき機能に応じた森林の整備を総合的に行うために、地域の特性、森林資源の状況並びに自然的・社会的条件を勘案して、「水土保持林」、「資源の循環利用林」に区分し、望ましい森林の姿へ誘導するよう努める。

水土保持林の人工林については、山地災害の防止機能を重視した森林の造成を目指す。天然林については、天然下種補正等の更新の補助作業を行いながら、針広混交林を目指す。

資源の循環利用林の間伐は、立木密度を適正に管理するため積極的に行い、伐採を計画するに当たっては成長程度を保続的に伐採することとし、カラマツ、トドマツ人工林については、林木の成長を促進し利用価値を高めるために間伐や枝打ちを行う。

12. 環境方針

当組合では、地球温暖化の防止、水土保持、生物多様性の保全など、持続可能な林業経営をめざして、下記のとおり、取り組む。

1. 環境保全に関する法令を遵守し、林業経営と環境保全の両立をめざす。
2. 適切な森林整備に取り組み、森林の多面的な機能の維持・向上を図る。
3. 施業の実施にあたっては、土壌及び下流域での水資源の保全に努める。
4. 保護樹帯、水辺林の設置など動植物の生息・生育環境の保全に努める。
5. 適切な森林整備に取り組み、森林の二酸化炭素を吸収する機能を高めるとともに、国産材・地域材の循環利用を促進し、地球温暖化防止に貢献する。
6. 施業の実施にあたっては、化石燃料の使用削減に努める。大気汚染物質や廃棄物は、発生の抑制に努めるとともに、地域で定められた方法により、適切に処理する。
7. 森林病虫害防除にあたり、林業薬剤を使用する場合は、適切な管理のもと、必要最小限の量とする。
8. モニタリングを実施し、継続的に森林の状況及び林内に生息・生育する動植物を把握する。貴重な動植物が発見された場合は、必要な保護対策を行う。
9. 調査研究・教育のため、地方自治体、研究機関から協力要請があった場合は、可能な限り協力する。
10. 生物多様性の保全に関する知識の習得に努め、林業従事者に研修の機会を設ける。

13. 施業履歴

(h a)

	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	合計
植 栽			12.52			12.52
下 刈				12.52	12.52	25.04
間 伐	25.56	30.64	49.04	7.92	7.56	120.72
天然林改良			0.70	22.95		23.65

森林被害の記録

	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	合計
気 象 害				31.80		31.80

14. 施業基準

原則として、市町村森林整備計画及び森林施業計画の施業基準を遵守する。

また、「生物多様性の保全を考慮した施業指針」を遵守する。

上記施業基準を満たすものであれば、個々の施業基準を尊重する。

15. 森林被害の記録

平成16年の台風18号により、紋別市区 4.88HA、興部地区 26.92 HA の被害が発生した。

16. 病虫獣害対策

病虫害に対しては、健全な森林の育成に努め、病虫害の発生の抑制に努める。原則として林業薬剤は使用しないが、今後、植生に異常をもたらすような病虫害が発生し

た場合には、「林業薬剤管理マニュアル」に従い、最小限の使用をすることもあり得る。

17. 気象災害対策

風のあたる箇所などでは、間伐率を抑えた間伐を繰り返す。

台風などの気象災害が発生した場合は、可能な限り風倒木を処理し、現状復旧に努める。

18. 森林火災への対応

林野火災予消防マニュアルを遵守し、防火に努める。

火災発生時は消防署、地元消防団、地域住民に直ちに連絡し、消火及び火災の拡大防止に努める。消火後は、林地の現況復旧に努める。

19. 地域との連携

森林認証を取得するにあたり検討した、生物多様性への配慮、過去の施業を整理し見直すことで、これからの施業の計画を明確に示すこと、各種マニュアルの整備といった考え方を地域自治体、林業・林産業事業体、地域の森林所有者に普及していく。

認証森林の存在は、地域の森林が市民共有の財産であることの証として大変重要な存在である。森林ボランティアの受け入れなどを通して、市民が認証森林と触れ合う機会を設ける。

動植物の生態調査により、貴重な動植物が見つかった場合、関係機関に連絡するとともにその保護の体制を整える。

20. 森林環境教育

認証森林で働く者は、生物多様性の保全・森林環境保全に関する知識を深めるよう努力を怠らないとともに、その考え方をより多くの市民に伝えることが、必要である。

網走西部森づくりセンターで行ってきた森林教室のノウハウを共有し、より深い知識、わかりやすさ、興味を引く事項を検証し、内容の充実を図る。

イベントへの参加、マスメディア、ホームページなどでの情報公開と、見学・体感イベントを組み合わせた森林環境教育を行っていきたい。

II. 審査経過

1. オホーツク中央森林組合 所有林の審査経過

オホーツク中央森林組合 所有林の審査は、(社)全国林業改良普及協会認証審査センターの児島裕、野田昭一、大竹秀一の3名が下記のとおり行った。

【審査申込】

平成18年5月13日／審査申込

(内 容)

1. 全林協の審査手順についての説明
2. 審査申込書の受付
3. 確認資料の説明

【認定審査】

5月28～31日 書類確認及び企画審査

10月24～27日／現地確認審査

(内容)

1. 資料の提出を受け、内容を確認し、修正事項などを指示するとともに企画審査においては現地の森林の状況を視察してきた。
2. 秋の現地確認審査においては、当協会審査委員会の山根委員に現地指導をいただいた。

(場 所)

オホーツク中央森林組合 所有林の現地における森林の状況及び事務所等の確認

(審査員)

企画審査 (社) 全国林業改良普及協会 大竹秀一

現地確認審査 全林協審査委員会委員 (元東京大学教授) 山根明臣
同 (社) 全国林業改良普及協会 野田昭一

(出席者)

北海道網走西部森づくりセンター所長 阿部 昭彦
同 普及課主査 谷村 賢次
紋別市助役 幡野 勝彦

紋別市産業部次長		松本 正之
紋別市農政林務課長		西脇 満弘
紋別市林業振興係長		小林 功男
同 林業振興係主任		中村 雅俊
オホーツク中央森林組合長		阿部 徹
同 専務理事		永井 功一
同 林務課長		佐々木 学
同 興部事業所長		木村 祐司
紋別市 植物研究会事務局長		米原 ふさ子
紋別市木材協同組合専務理事		山田 龍

(内 容)

1. 「認定審査」の一環として書類確認及び現地確認を行った。
2. **オホーツク中央森林組合 所有林**の森林及び林道等の状況、造林事業及び間伐、森林被害の状況等事業及び経営の概況等について、現地説明を受け、併せて関連資料の審査を行った。

5月28～31日／企画審査

6～9月下旬／書類確認

10月24～27日／確認審査

12月上旬／審査書類調整

12月20日／審査委員会

(場 所)

東京都港区赤坂 1-9-13 三会堂ビル会議室

(委員名)

元東京大学教授・農学博士

(株)木構造振興専務取締役 (元森林総研) 農学博士

東京農業大学教授・農学博士

(社)日本育種協会理事長

(事務局)

(社)全国林業改良普及協会専務理事

同

同

山根 明臣

西村 勝美

河原 輝彦

真柴 孝司

高澤 修

児島 裕

野田 昭一

(内 容)

1. 現地確認審査の結果を報告するとともに、S G E Cの定める「森林認証基準・指標」「ガイドライン」の事項に基づき設定した「審査要件」について審査内容を説明した。
2. 当協会審査センターから提出した資料、現地森林の現地写真及び**紋別市市有林**における管理の考え方等に係る各般の仕組み、審査判定表による判定の内容等からいって、申請森林は認証に値する森林であるものと認められた。

Ⅲ. オホーツク中央森林組合 所有林の審査における判定事由書

審査委員会により、S G E Cの定める7つの基準・35の指標・64のガイドラインの「認証審査」基準事項に基づき、次の「オホーツク中央森林組合 所有林 森林認証判定表」のとおり、61項目を審査要件として決定した。

これら「審査要件」に基づき、別紙Ⅳの「オホーツク中央森林組合 所有林の審査判定表（森林認証）」のとおり「審査判定」を行い、審査委員会に諮ったところ、オホーツク中央森林組合 所有林は、認証に値する森林であるとして判定された。

なお、審査委員会により、下記の「向上目標」が付記された。

【向上目標】

1. オホーツク中央森林組合は、所有林の「経営方針」「環境方針」「生物多様性の保全を考慮した施業指針」等について、定められた事項が遵守されるよう努められたい。
2. 「生物多様性の保全を考慮した施業指針」に基づく「モニタリング調査実施要領」の実施にあたっては、適正に行われるよう努められたい。
3. 間伐、受光伐等の実施にあたっては、風倒被害防止にも配慮した伐採方法等を検討されたい。
4. 森林環境教育の観点から、市町村民に親しまれる組合所有林を目指して、より一層各種行事の企画・実施に努められたい。

基準 1 認証対象森林の明示及びその管理方針の確定

1-1 / 土地、森林資源などの所有者・管理者が明確であること。

オホーツク中央森林組合(以下組合と称する)単独で森林施業計画を樹立(平成14~19年度)しており、基本図(1/5000)が整備されている。その他、航空写真をベースにしたGIS「森林情報管理システム」による森林管理図が整備されており定期的に更新がなされている。それらの図面を基に現地で境界等は確認でき、土地所有関係は明確である。

1-2 / 対象森林の所在場所別面積、人工植栽に係る森林の区別(人工林、天然林別)、樹種又は林相、林齢及び立木材積が明らかな森林調査簿類が常備されていること。

5年おきに調整される森林調査簿が常備され、施業計画書が編成されて以来、5年ごとに更新されてきている。

1-3 / 対象森林の位置が、現地及び図面上で明瞭であること。

基本図及び最新技術を使った航空写真をベースにしたGIS「森林情報管理システム」による森林管理図が整備され、森林情報も定期的に更新がなされている。縮尺も自由に操作可能で、コンターも自由に重ねることができることから、これらの図面を用いて、対象森林の現地確認、所在及び林班等は明確である。

1-4 / 森林計画制度の森林施業計画あるいはそれに準じた管理計画が樹立されていること。管理計画の中で、森林所有者等が自らの意志で、持続可能な森林の管理・経営に関する基本方針が策定されていること。

現行の森林施業計画書の基本方針によると「水土保持林」「資源の循環利用林」の2機能類型がなされ、それぞれ目標に応じた施業基準が明示されている。対象の組合所有林は、約30%が「水土保持林」に区分され、残りの約70%が「資源循環林」に区分されている。

上記3-1でも触れたように航空写真をベースにしたGIS「森林情報管理システム」による森林管理図に現行の森林施業計画の内容が組み込まれており、それらの計画内容は図面上に自由に出力できる。現行の森林施業計画における長期の方針では「人工林については、山地災害の防止機能を重視した森林の造成を目指す。」とされ、「天然林については、天然下種補正等の更新の補助作業を行いながら、針広混交林を目指す。」とされており、現地ではこの方針にそって施業

がなされていることを確認した。

組合の「生物多様性の保全を考慮した施業指針」において、「施業の実施に当たっては、森林管理に関する法令、市町村森林整備計画及び森林施業計画の施業基準を遵守し、当組合の経営方針、環境方針を基本として行う。その中で生物多様性の保全、水土保全を常に意識し、森林環境への影響を検証しながら行う。」とされており、環境影響に配慮した管理が行われていることが現地においても確認された。

1－5／人工林のみでなく、天然林についても、地域の特性を考慮し適切な管理計画が樹立されていること。

組合の「生物多様性の保全を考慮した施業指針」において、「施業の実施にあたっては、森林管理に関する法令、市町村森林整備計画及び森林施業計画の施業基準を遵守し、当組合の経営方針、環境方針を基本として行う」とされ、「天然林においては、自然景観や地域住民の生活環境等に与える影響を最小限とするため、大面積による伐採を避けることとし、確実な天然更新を促すため保護樹帯等を残す。」とされており、天然林の面積は少ないが指針にそって施業がなされていることが確認できた。

基準2 生物多様性の保全

2－1／生物多様性保全のための計画は、ランドスケープレベルの管理方針が定められているとともに、主要な森林タイプについて林分レベルの管理方針が定められていること。

人工林率は72%で、カラマツ、トドマツ、エゾマツを主に、一部ストロブマツ等の外国樹種も植栽されている。人工林では間伐が適宜実施されており、他に河川沿い等の天然林、二次林の針広混交の里山林等がバランス良く配置されており、良好なランドスケープを形成している。

平成14年度を始期とする現行の森林施業計画では、「天然林については天然下種補正等の更新の補助作業を行いながら針広混交林を目指す」とされており、ランドスケープレベルでの生物多様性に、より配慮した計画となっている。また、本計画において組合所有林は、「水土保全林」と「資源の循環利用林」にゾーニングされ、それぞれに適切な施業指針が立てられている。

組合所有林の中には、河川沿い及び草地沿いの里山に小面積ではあるが天然林が残されている。これらは、生物多様性の保全、景観の維持等からも重要な要素と言える。組合の「生物多様性の保全を考慮した施業指針」の中で、「施業の実

施にあたっては、・・・その中で生物多様性の保全、水土保持を常に意識し、森林環境への影響を検証しながら行う。」との管理指針を定めている。

2-2 / 対象森林内で生物多様性の確保に重要な構成要素（原生林、天然林、里山林、草地、湿地、沼、農地など）が地図上で明らかにされ、それらの管理方針が定められていること。

航空写真をベースにしたGIS「森林情報管理システム」による森林管理図には林相・林況の他、林道、作業道、水系、水辺林、尾根筋の保護樹帯など多様な構成要素が入力されており、条件を示せば必要な構成要素が即時に出力できる仕組みとされており、今後実施されるモニタリングの結果等が記録、反映される仕組みを構築している。対象地内の動植物の重要種については、「生物多様性の保全を考慮した施業指針」においてレッドリスト種の把握とそれらの保護に関する研修により、保護管理に努めていくこととしている。

「生物の多様性の保全を配慮した施業指針」に水辺林の保全計画があり、今後、沢筋には水辺林を設置し、生物多様性の保全に配慮していくこととされており、現地の沢筋に広葉樹林が残されていることを確認した。

2-3 / 絶滅危惧Ⅰ類、絶滅危惧Ⅱ類、準絶滅危惧に属する種及びその生息地の保護が図られていること。

北海道版のレッドデータブックを基にした、保護上重要な野生生物がリストアップされており、「生物多様性の保全を考慮した施業指針」に基づく「モニタリング調査実施要領」を定め、貴重な動植物委の把握と、専門家の指導を受けて必要な保護対策を行うこととしている。

野鳥等の営巣、採餌が確認された枯れ木等は、保護し、生育環境の改善に努める方針である。

現状では、レッドデータ種に当たる小動物の確認はないが、林道、治山施設に、間伐小径木を積極的に使用していることは、小動物の移動の妨げとなることを緩和し、隠れ家や繁殖の場となるなど、効果的な措置といえる。

2-4 / 下層植生を含め自然植生の保護に努めること。

適切に除・間伐が行われ、下層植生が良好に維持されていることが確認できる。また、天然林(自然植生)は、生物多様性の保全への配慮からも、保全する方針で

あり、貴重な植生については、「生物多様性の保全を考慮した施業指針」に基づく「保護上重要な動植物の保護」にそって保護に努めている。

基準 3 土壌及び水資源の保全と維持

3-1 / 伐採に当たっては、風が強く当たる尾根筋、水系及び道路沿いには適切な保護樹帯を設けていること。

組合の「気象災害対策」及び「環境方針」「生物多様性の保全を考慮した施業指針」の項目に「尾根筋や沢筋に、保護樹帯として広葉樹を残し」「保護樹帯、水辺林の設置など動植物の生息・生育環境の保全に努める。」「必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置する。」とされており、現地において、尾根筋、沢筋に保護樹帯が適切に設けられていることを確認した。

上記において確認。

3-2 / 森林の伐採集運材に当たっては、近隣の水資源や土石流出防止機能などへの影響を考慮し、地表面の保護が図られるよう慎重に配慮されていること。

組合の経営方針において、「水土保持林の人工林については、山地災害の防止機能を重視した森林の造成を目指す。天然林については、天然下種補正等の更新の補助作業を行いながら、針広混交林を目指す」とされている。

また、「生物多様性の保全を考慮した施業指針」において「施業の実施にあたっては、・・・市町村森林整備計画及び森林施業計画の施業基準を遵守し、当組合の経営方針、環境方針を基本として行う。その中で生物多様性の保全、水土保持を常に意識し、森林環境への影響を検証しながら行う。」とされており、現場を見ても水土保持上の問題はない。

当組合の所有林の営林事業は、組合作業班が実施しており、各種作業は、組合の「施業実施仕様書」を基本に執り行われている。作業に当たっては、水土保持の考え方に基づいており、その内容における造材、集材、運材の方法は、適切であることを確認した。

3-3 / 林業機械に用いる、燃料、オイルその他の汚染物質および農薬など化学物質が水系に流出しないよう注意を払うこと。

燃料、オイル類についての取り扱い方針は、組合で「作業現場における油脂の取り扱いマニュアル」が定められており、取り扱いの基本事項が示され、林業薬剤については、別途「林業薬剤管理マニュアル」に使用法、管理体制、保管場所等について示されていて、現場作業はこの方針に添って実施されている。

3 - 4 / 林道等の開設に当たっては、水土保持に細心の注意を払うこと。

林道・作業道の作設は、組合作業班が実施している。
現地確認により、林道・作業道の作設は適切に行われており、切り土面、土捨て場等の緑化状況も良好で、水土保持上の問題はないことを確認した。

基準 4 森林生態系の生産力及び健全性の維持

4-1 / 伐採量は森林の機能区別に指定された森林施業計画認定基準の範囲内であり、適正に配置されていること。

大面積皆伐は避け、可能な箇所では、非皆伐施業を行う。また林産物資源の収穫は、それが持続できるように定められていること。

組合の森林施業計画書において、組合所有林は、「水土保持林」及び「資源循環林」に機能区分されており、それぞれに適切な施業基準が定められている。また、「生物多様性の保全を考慮した施業指針」における施業基準における(2)施業基準において収穫、造林、保育等について基本的な方針を策定している。

現行の組合所有林森林施業計画は、水土保持、生物多様性に配慮した計画となっており、機能ごとに区分された施業基準が明示され、「計画」においてH14～19年までの林班ごとの間伐の実行計画が立てられている。なお、当計画期間における主伐の予定はない。

現行の組合所有林森林施業計画書に、計画期の実績が掲載されており、計画に対する実行状況が確認できる。

4-2 / 伐採後は計画期間内に確実に更新されていること。伐採跡地などの人工更新は、施業の履歴を踏まえて、適地適木の原則が守られていること。

第1次組合所有林森林施業計画書が編成されて以来、現行の組合所有林森林施業計画書まで5年ごとに更新され、伐採と更新の実行状況が確認できる。近年皆伐の実績はないが、上記森林施業計画において伐採後は次年度までに同樹種を植栽するとし、市町村森林整備計画に準じている。

組合所有林森林施業計画期間内には、主伐にともなう新植の計画はないが、施業計画の更新の施業基準に準拠していることを確認した。

「造林については、適地適木を基本とし、気候、地形、土壌等の自然的条件、森林資源の構成、森林に対する社会的要請、施業制限の有無、木材の利用状況等に十分留意し行う。」こととしている。このことは、「生物多様性の保全を考慮した施業指針」に明記されている。

組合所有林では、「モニタリング調査実施要領」に基づき、組合担当者等による「巡視(モニタリング)」を定期的に行うこととしており、植栽地で枯損が発生した場合には、病虫害、獣害、気象害それぞれに分け、迅速に対処するしくみを構築している。

4－3／天然林についても、的確な更新作業が行われていること。

天然林については、「生物多様性の保全を考慮した施業指針」における収獲のイ、主伐の項目において「大面積による伐採を避けることとし、確実な天然更新を促すため保護樹帯等を残す。」とされ、「経営方針」において「水土保全林の天然林については、天然下種補正等の更新の補助作業を行いながら、針広混交林を目指す。」とされている。更新・造林については市町村森林整備計画に細かく記載してあり相互に有機的に計画されている。

上記と同じ

4－4／期間内における保育計画が明らかであり、現地の実態に応じて適切に行われていること。

市町村森林整備計画において、保育に関する施業基準が明示されており、「生物の多様性の保全を配慮した施業指針」の(2)の③においても、「低密度植栽により造成した森林については、樹冠の閉鎖状況や枝の枯れ上がり状況を勘案して、植栽木を被圧しない程度に侵入した広葉樹を残し、除伐や枝打ちを行うものとする。」とされているところである。

組合所有林森林施業計画書の実績及び計画によって、過去5年の保育の実行状況及び計画を確認した。過去5カ年間の植栽、保育作業毎の施業実績が「13. 施業履歴」の表に整理されている。

4－5／必要に応じて間伐が的確に実行されること。

現行の組合所有林森林施業計画書に林班ごとの間伐実施計画が掲載されている。要間伐森林に指定された林分はないことを確認した。

現行の市町村森林整備計画に「間伐を実施すべき標準的な林齢及び方法」を定めている。組合所有林においてはこれにそって間伐を実施している。

現行の組合所有林森林施業計画書に間伐の実績が記録され、現地確認においても適切に行われていることを確認した。

4－6／森林の病虫獣害に対する適切な防除・対策が図られていること。

「生物多様性の保全を考慮した施業指針」において「病虫獣害対策」として「施業の実施にあたっては、生物多様性の保全、水土保全の観点から、健全な森林の

育成に努め、病虫害の発生の抑制に努める」とされている。また「原則として林業薬剤は使用しないが、今後、植生に異常をもたらすような病虫害が発生した場合は、「林業薬剤管理マニュアル」に従い、適切な管理のもと、最小限の使用とする。」とされ、適切な方針をとっている。

「被害状況整理簿」によれば、病虫獣害の発生状況は下記のとおりである。

病害：特になし

虫害：

獣害：野鼠

平成12年以降、特に野鼠による食害が多発し、毎年、空中散布による獣害防除事業を実施している。

4-7 / 山火事に対する適切な予防と被害への対処が図られていること。

組合においては「林野火災予消防マニュアル」を整備し、紋別市林野火災予消防対策協議会の決定事項を遵守し、林野火災の予防対策と消火体制を強化することにより地域山林の保全と地域の安全に努めることとしている。現地調査により、山火事注意の看板が、各所に設置されていることを確認した。

森林火災に対しては、基本的には紋別市林野火災予消防対策協議会決定事項に基づいて対処することとしている。紋別市市有林では「林野火災予消防マニュアル」を策定し、林野火災予消防対策及び火災時の具体的な対応策を決めている。

4-8 / 農薬など化学物質の使用については、法令などを遵守し、かつ必要最小限の用途にとどめていること。

農薬等の薬剤の使用は、野鼠対策のための殺鼠剤の空中散布以外は行っていないが、万が一の事態に備え、「林業薬剤管理マニュアル」を定め、基本的な対応方針をたてている。

基準 5 持続的森林経営のための法的、制度的枠組

5-1 / 日本の全ての法律および日本が調印した全ての国際条約や合意を遵守すること。

組合所有林では地球温暖化の防止、水土保全、生物多様性の保全など、持続可能な林業経営を目指して「環境方針」を定め、環境関連法令等の遵守に努めている。

現地確認の際、森林管理上必要な法令集が組合事務所に常備されていることを確認した。

5-2 / 地域社会の法的あるいは慣習的な財産・資源などの利用権が尊重されていること。

聞き取りにより、入会権等の慣習的な利用権はないことを確認した。

5-3 / 管理計画の実行に当たり、雇用者、委託者や林業従事者に対して生物多様性や労働安全などに関して適切な訓練と指導を行っていること。

組合では、組合所有林で働く林業従事者等を対象に、労働安全教育及び生物多様性の保全に関する研修を実施していくことを「オホーツク中央森林組合環境方針」及び「森林環境教育」の中に定めており、実際も研修が行われていることを確認できた。

上記研修の他、組合では別途策定した「安全衛生及び健康管理マニュアル」に基づき訓練・研修を行うこととしている。

また組合では独自に行う安全作業講習会において、林業・木材製造業労働災害防止協会作成の安全作業マニュアルに基づいた研修が定期的に行われている。

5-4 / 従業員に対する社会保障、必要な訓練の実施、健康と安全の確保を図られていること。

書類等により、従業者が各種社会保障制度に加入していることを確認した。

組合においては、安全衛生推進体制が組織化され、各種安全教育等が行われている。

基準 6 社会・経済の便益の維持及び増進

6-1 / 市民に自然に触れ合う機会／場所の提供に努めていること。 森林を地元でできるだけ公開し、便益の提供をすること。

組合所有林は、市町村民に対する森林環境教育のフィールドとしても位置づけられていることから、今回の森林認証を契機に組合では「地域との連携」として「認証森林の存在は、地域の森林が市町村民共有の財産であることの証として大変重要な存在である。森林ボランティアの受け入れなどを通して、市町村民が認証森林と触れ合う機会を設ける。」としており、今後様々なイベント等が企画されることとなる。

6-2 / 入山者に対する環境教育、安全などへの指導および対策が整備されていること。

組合所有林には、現在のところレク利用等に供される森林はないが、森林認証を契機に「地域との連携」を重点項目として、森林ボランティアの受け入れなどを通して、市民が認証森林と触れ合える機会を設けていくこととしている。

6-3 / 森林レクリエーションや景観の維持に配慮した森林管理が必要な森林においては、適切な対応がとられていること。

組合所有林は、市町村民に対する森林環境教育のフィールドとしても位置づけられていることから、今回の森林認証を契機に組合では「地域との連携」として「認証森林の存在は、地域の森林が市町村民共有の財産であることの証として大変重要な存在である。森林ボランティアの受け入れなどを通して、市町村民が認証森林と触れ合う機会を設ける。」としており、今後様々なイベント等が企画されることとなる。

組合の森林施業計画において、各種保安林、自然公園等それぞれについて、市町村森林整備計画及び自然公園法に基づいた施業方法の基準を作成している。

6-5 / 「緑の循環システム」の趣旨が遵守されるよう、認証森林より産出された認証林産物を、消費者に対し適正に提供するために、認証林産物が、明確に区分けされるよう努めること。 また、認証森林から産出される認証林産物が、緑の循環資源として、多様な用途に有効活用されていること。

組合所有林では、下請け作業班が間伐を実施しているが、間伐材は地元及び近隣製材工場に出荷されており、数量等の詳細が確認できる。
そのため、必要に応じた分別・表示は可能である。

現地調査により、林道、治山施設、案内板等に間伐木が積極的に利用されていることが確認できた。

6－6／対象森林の管理・整備が地球温暖化防止の二酸化炭素吸収源としてプラスになるよう努めていること。

「残置木の成長促進と下層植生の維持等林分の健全化を図る目的で」除・間伐が積極的に行われていることを確認した。

また、環境方針の5において「適切な森林整備に取り組み、森林の二酸化炭素を吸収する機能を高めるとともに、国産材・地域材の循環利用を促進し、地球温暖化防止に貢献する。」こととしている。

組合の環境方針の6において「施業の実施にあたっては、化石燃料の使用削減に努める。大気汚染物質や廃棄物は、発生の抑制に努めるとともに、地域で定めた方法により、適切に処理する。」こととしており、更に「作業委託の施業実施仕様書」等で、受託者及び従業者にも努力義務を課している。

6－7／地元住民、利害関係者等との対話連携を図り、地域社会における役割と貢献に配慮して取り組んでいること。

組合においては組合所有林の経営方針の中で、「地域との連携」をうたっており、所有林が市町村民共有の財産であることの証として、市町村民が認証森林と触れ合う機会を積極的に設けることとしている。

上記と同じ

基準 7 モニタリングと情報公開

7-1 / 管理計画の実行状況としての影響を評価するためのモニタリングを、適宜実施すること。

モニタリングの結果は、管理計画の実行及び改訂に反映され、必要に応じて見直しが図られること。

組合の環境方針の8において、積極的なモニタリングを実施することとしており、継続的に森林の状況及び林内に生息・生育する動植物を把握することとしている。そのため具体的なモニタリング手順及びチェックリストを作成した「モニタリング調査実施要領」を定めて、実施することとしている。

7-2 / 地方自治体などが全体の多様性を推測する指標生物群のモニタリングを行っている場合、その調査に対する協力体制が整っていること。

組合の環境方針9において「調査研究・教育のため、地方自治体、研究機関から協力要請があった場合は、可能な限り協力する。」こととしており、今後積極的な対処に努めていく姿勢が確認できた。

7-3 / 対象森林に関する各種情報の記録を極力残すこと。施業を行った場合は、作業種別、年度別、所在場所別に施業記録が残されていること。

作業時以外にも、組合の監視人（組合職員）が随時巡回し、諸被害の状況については、「組合所有林における被害状況整理簿」に記録されている。

7-4 / 管理計画、モニタリングについては、公正・公開を原則とすること。

組合所有林の経営計画等の書類に関しては、公表している。さらに生物多様性の保全等の計画事項の記録等については、今後整理し、市のホームページ上等で、公開していくこととしている。

IV. オホーツク中央森林組合 所有林の関係資料等

1. 森林の概要
2. 管理体制図等の確認資料一覧
3. 審査写真等
4. 審査判定表